

令和2年度後期分授業料相当額支援金給付事業 募集要項

(設立趣旨)

本事業は、経済的理由により修学が困難であるが、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」に基づく修学支援（高等教育の修学支援新制度）への申込み要件を満たしていない学部学生に対して奨学金を給付し、もって弘前大学（以下「本学」という。）の学生を経済的に支援することを目的として設立されました。

ただし、新制度の修学支援への申込み要件を満たしていない理由が「『収入基準』または『資産基準』あるいはその両方を満たしていないため」である場合は本事業に申請することはできません。また、**令和元年度以前入学の学部学生も本事業に申請することはできません。**

(奨学金の種類)

本事業による奨学金は、令和2年度後期分授業料相当額支援金です。

(後期分授業料相当額支援金への応募資格)

次の各号の全てに該当する者とします。

- (1) 令和2年度以降入学の学部学生であること。（ただし、社会人学生を除く）
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく「高等教育の修学支援新制度」への申込み要件を有していないこと。（ただし、申込み要件を有していない理由が経済的理由である場合を除く）
- (3) 本事業への申請年度の前年度及び前々年度において、当該学生の学期 GPA の年間平均が、当該学生の所属する学科、課程等において下位4分の1に連続して属していないこと。

(後期分授業料相当額支援金の給付内容)

選考の上、給付が認められた者に対して、申請者の家計に応じて後期分授業料全額相当額又は後期分授業料の3分の2相当額又は後期分授業料の3分の1相当額を給付します。

(後期分授業料相当額支援金申請書類)

後期分授業料相当額支援金を申請する者は、以下の書類を期日までに提出してください。

- (1) 「後期分授業料相当額支援金」申請書
- (2) 申請者本人及び生計維持者（原則として父母）の所得課税証明書（申請時の前年の課税額が分かるもの） ※（注4）を参照してください。

注1) ひとり親の場合、生計維持者の所得課税証明書は当該生計維持者1名分のみでよい。

注2) 私費外国人留学生は、申請日の属する年の前年1年間の生計維持者の収入が分かる書類を提出すること。当該書類が日本語または英語以外の言語で作成されている場合は日本語または英語の訳を添付すること。

注3) 私費外国人留学生であって、父母のいずれか又は両方が障がい者である場合は、障がい者であることが分かる書類を提出すること。

注4) 令和2年度前期において、入学料相当額支援金又は授業料相当額支援金を申請した者は、(2)に定める書類の添付を不要とする。

(申請書類提出方法)

申請書類は以下のいずれかの方法により、期日までに提出してください。

(1) 郵送による提出の場合

申請者の所属学部を問わず、以下の宛先に書類を郵送してください。

〒036-8560
青森県弘前市文京町1番地
弘前大学 学務部学生課 経済支援担当

(2) 持参による提出の場合

以下の窓口に書類を提出してください。

総合教育棟1階7番窓口 弘前大学学務部学生課経済支援担当

ただし、医学部の2年生以上の学生は、所属学科の学務グループに提出してください。

注5) 窓口対応時間は、平日の8時30分から17時です。なお、窓口対応時間以外であっても、総合教育棟1階7番窓口に設置された「書類投函口」から書類を投函（提出）することができます。

なお、書類投函口から書類を投函（提出）する場合は、提出書類全てを封筒に入れた後、テープや糊で封をした上で投函（提出）してください。（封筒は各自でご用意ください。）

注6) 受付期限最終日の10月23日（金）は17時で受付を締め切りますので、「書類投函口」を利用した10月23日（金）17時以降の時間外投函（提出）は受付できません。

(募集期間)

令和2年9月28日（月）～令和2年10月23日（金）17時

※「郵送」「持参」いずれの場合も、10月23日（金）17時以降に提出・到着した申請書は受理できません。

(採用スケジュール)

令和2年11月上旬 採用決定、同12月中旬 支援金振込

(選考方法)

提出された申請書類に基づいて、選考委員会において選考を行います。